

技能検定試験問題コピーサービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、岡山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が、受検勸奨を目的として提供する技能検定試験問題及び正解表並びに実施要領のコピーサービス（以下「コピーサービス」という。）の利用について定めることを目的とする。

(コピーサービス内容及び範囲)

第2条 協会は、コピーサービスのうち技能検定試験問題及び正解表については、中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイト（以下「サイト」という。）において公開されている前年度又は直近に実施された内容に限り提供する。

2 協会は、コピーサービスのうち実施要領については、前年度又は直近に実施された内容に限り提供する。

3 前2項の規定にかかわらず、試験問題等で複数のパターンが設定されているものについては、サイトで公開されているパターンにあわせて提供する。

(対象者)

第3条 コピーサービスを利用できる者（以下「申込者」という。）は、岡山県で技能検定試験の受検若しくは受検予定のある個人又は法人、団体、組合等に限るものとする。ただし、実施要領は、実技試験会場の準備や設営等に関する資料となるため、原則として個人には提供しない。

(申込手続)

第4条 申込者は、コピーサービスの提供を受けようとするときは、技能検定試験問題コピーサービス申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、FAX又は郵送等により協会へ提出すること。

2 協会は、申込書を受理したときは、速やかに申込書の内容を審査し、提供することが適当であると認めるときは、第6条の規定により発送する。

3 前項の規定にかかわらず提供することが不適当であると認めるときは、申込者に対し口頭又は書面等にてその理由を通知する。

(申込回数及び提供数量)

第5条 申込回数は、原則として月1回までとする。

2 提供数量は、学科試験、実技試験、実施要領それぞれ1部を上限とし、1回の申込みにつき5作業まで同時に申込みできるものとする。

(提供時期及び提供方法)

第6条 提供時期は、協会が受付してから7日以降（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始及び協会が別途定める日を除く。）に発送する。

2 前項の場合において、提供方法は、原則としてヤマト宅急便の着払いで申込者へ発送するものとし、窓口での提供は行わない。

(費用の負担)

第7条 提供に係る費用は無償とする。ただし、送料は、申込者の負担とする。

(利用上の注意及び禁止事項等)

第8条 技能検定試験問題及び正解表の公開された内容についての著作権は、中央職業能力開発協会に帰属し、申込者は中央職業能力開発協会の許可なく複製又は二次使用することはできない。

2 公開された内容を利用し、テキスト等の刊行物として発行する場合は、申込者が中央職業能力開発協会の許諾を得る必要がある。

(協会の免責)

第9条 申込者がコピーサービスにより被ったいかなる損害についても、協会は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この規約は、令和3年6月15日から施行する。